

各県立学校長様

兵庫県教育長

県民の信頼確保と厳正な規律の保持について（通知）

教職員は全体の奉仕者であるとの自覚に立って、服務規律を遵守し、襟を正して職務に取り組まなければなりません。校長をはじめ管理職は、自ら行動し、率先してその範を示すとともに、所属教職員を指導するようお願いします。

指導にあたっては、下記の点に留意しつつ、別紙の通知や教職員向け資料を活用しながら、職員会議や校内研修会等の場で、教職員との対話を積極的に進め、職場全体で取り組むようお願いします。

今年度は、県政150周年の一つの節目であり、また「第2期ひょうご教育創造プラン」の最終年度です。これまでの自身の仕事を振り返るとともに、県民の期待に応える教育を一層充実させるため、既存の概念にとらわれず、直面する課題に積極的にかつ創意工夫した取組をお願いします。

記

1 県民の信頼確保

- (1) 管理職は適切なリーダーシップを発揮し、県民の誤解や批判を受けることのないよう、高い倫理性を持って、信頼される学校づくりに取り組むこと。また、職務の遂行に当たっては、常に社会通念に照らして、県民の理解が得られるよう留意すること。
- (2) 児童生徒や同僚教職員に対するわいせつ・セクハラ行為、体罰、飲酒運転、窃盗等の非違行為を防止するため、教職員に対して高い倫理性と道徳性を持って行動するよう、管理職が指導・監督を行うこと。
その際、非違行為は、教職員全体の信用・信頼を大きく損なうとともに、行った教職員個人には、懲戒免職等の社会的制裁とともに経済的基盤を失い、家庭にも重大な影響を及ぼす行為であることを周知徹底すること。
また、非違行為が起こったときは、管理職として率先して対応するとともに、速やかに関係部署に報告すること。
- (3) 職務上（教科書、副教材等の購入を含む）関連のある業者等との関係については、県民から誤解や批判を受けるような行為は決して行わないこと。また、便宜供与については、たとえ生徒や保護者の負担軽減につながる場合であっても、厳に慎むこと。
- (4) 不正行為の未然防止や早期対策につながる「兵庫県教育委員会職員公益通報制度」の積極的な活用を促すこと。
- (5) 学校来訪者による面接要求、情報開示要求等については、校長が第一義的な責任を負うことを認識の上、対応すること。

2 児童生徒の人権尊重

- (1) いじめの防止
いじめを許さない学校づくりを進めるため、いじめ防止基本方針に基づき、いじめに対する認識を深めるとともに、その問題の重大性を周知・徹底し、学校全体で組織的な取組を進め、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むこと。

(2) 体罰の禁止

体罰は児童生徒の人権を侵害する行為であり、「体罰は絶対に許されない」との認識のもと、生命や人権を守る教育指導及び教職員研修資料「No！体罰」（改訂版）を活用した校内研修を行うなど、体罰の禁止を徹底すること。

(3) 部活動の適正化

部活動の顧問に対して、個性を伸ばし、好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再認識させるとともに、特に、勝利至上主義に偏ることや生徒の人格を無視した言動がないよう指導すること。部活動の指導において体罰が発生した場合、体罰を行った顧問は当該部活動の指導を当分の間禁止するなど速やかに対応すること。顧問や教職員が複数で部活動を見守り、行き過ぎた指導を見聞きした場合は、直ちに管理職に報告させ、指導を徹底するなど学校全体で部活動の適正化に努めること。また、予測される危険性を認識するとともに、用具・練習場などの安全性を確認の上、指導すること。

特に、運動部活動については、スポーツ庁が示すガイドラインの趣旨及び教職員研修資料「いきいき運動部活動」（3訂版）〈平成30年9月改訂予定〉を活用し、平日・休日、長期休業期間中を含め練習時間や指導のあり方を検討し、計画的な練習に取り組むこと。

3 児童生徒の命にかかわる事故の未然防止

(1) 安全教育・管理の徹底

児童生徒の通学時の安全確保や自然災害等を含めた事故の未然防止のため、施設等の安全点検や危険箇所の改善措置の実施、児童生徒への安全教育、教職員の意識向上等安全管理を徹底すること。

(2) 児童生徒の自殺予防

児童生徒の発達段階における心理的な特徴を十分に理解し、日常の状況を把握するとともに、必要に応じて保護者との面談を行うなど、日頃から児童生徒の心情の変化を察知することに努めること。特に、日頃と違う児童生徒の変化等のサインを見逃さず、心のケアに一層努めること。

(3) 児童生徒の健康管理

日頃から児童生徒の体調の変化の観察に努めること。また、緊急時に備え、校内外の体制を整備すること。

特に、アレルギー疾患を有する児童生徒に対しては、アレルギー疾患対応マニュアルに基づき、個別支援プランの作成や校内研修など組織的な支援を行うこと。

4 スクール・セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止

(1) スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止

管理職自らがスクール・セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深め、日常の教育活動を再点検するとともに、研修を通じて教職員に十分に理解させる、相談窓口を設置するなどの未然防止や排除対策に努めること。

(2) 児童生徒との適切な関係の構築

児童生徒の指導に当たっては、必ず複数で対応すること、メール等で私的なやりとりをするなど、必要以上に行動を共にせず、適切な関係を保つこと。特に、メールやSNS等を活用し連絡する場合は、校内ルールの遵守を徹底すること。

(3) わいせつ行為等の防止

強制わいせつ、盗撮、青少年保護条例違反等のわいせつ行為は、教職員全体の信用・信頼を大きく損ない、懲戒免職等の厳しい処分の対象となる重大な行為であることを周知徹底すること。

5 個人情報等の安全確保

(1) 家庭調査等の実施方法

児童生徒の家庭状況などプライバシーに関する情報収集については、調査項目を十分に精査し、必要最小限度にとどめさせること。

(2) 情報紛失等の防止

個人情報や公文書の管理・取扱いについては、管理責任を明確化するなど学校で定めたルールの

遵守を徹底し、紛失や流出がないよう万全を期すこと。特に、個人情報を取り扱う業務は校内で行わせること。

6 交通事故防止、飲酒運転の根絶など交通法規の遵守

(1) 交通事故防止

交通事故を防止するため、交通法規に対する遵法精神を高めるよう指導すること。

特に、飲酒運転、無免許運転、無謀運転など悪質な交通違反については、教職員全体の信用・信頼を大きく損ない、懲戒免職等の厳しい処分の対象となる重大な行為であることを周知徹底すること。

自転車利用者については、自転車損害賠償保険等への加入を周知徹底すること。

(2) 飲酒運転の撲滅

飲酒した場合は、自動車を絶対に運転しないよう徹底すること。特に、飲酒を伴う会合への参加者については適切な帰宅手段を確保すること、飲酒翌日でも飲酒運転となる恐れがあること、飲酒運転と知りながら、同乗した場合や飲酒運転を止めなかった場合にも厳しい処分があることなどを周知徹底すること。

7 教職員の勤務時間の適正化

(1) 勤務時間の把握

教職員の勤務時間の把握は管理職の責務であるので、従事時間申告表を用いて勤務状況を的確に把握すること。また、勤務時間の割振変更や週休日の振替については、関係教職員に周知の上、適正に行うこと。

(2) 業務改善の組織的な取組

学校業務全体を計画的に実施できるよう、管理職のリーダーシップのもと、すべての教職員にタイムマネジメント意識を醸成するとともに、前例にとられることなく、組織的に次の見直しを進めること。

① 「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、校務・業務の一層の効率化に取り組むこと。

② 「定時退庁日」、「ノー会議デー」、「ノー部活デー」の完全実施に向けて、学校だより等により保護者や地域にその趣旨を積極的に周知すること。

③ 先進事例集（GPH50）を活用し、各学校の課題を踏まえ具体的な取組を選択し、実施すること。

8 働きがいのある明るい職場づくり

(1) 教職員の健康管理

校内の衛生委員会等を定期的で開催するとともに、教職員のメンタルヘルス・ケアの重要性を十分に理解し、教職員間の円滑なコミュニケーションの増進を図るなど、心の通い合う学校運営に取り組むこと。

年次休暇及び夏期休暇の取得を促進するほか、月100時間を超える時間外勤務がある教職員については、速やかに健康管理医の面接による保健指導を行うなど適切に対応すること。

「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、学校敷地内禁煙を徹底すること。

(2) パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントは、人権を侵害すること、健康面で問題を生じさせることがあること、職場環境の悪化、業務遂行への悪影響を引き起こすことを認識し、管理職自らの言動はもとより、教職員間の対話や校務の進め方の中でも防止するよう徹底すること。

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについても、防止に関する指針に基づき、取り組むこと。

また、職場全体でハラスメントに対する理解を深めるとともに、教職員が気楽に相談できる窓口の明確化や直接管理職と相談できる体制を整備するなど環境整備に努めること。

9 女性の活躍促進及び次世代育成支援の促進

「男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」に基づき、勤務時間の適正化、妊娠中及び出産後における配慮、男性教職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりなど、「子育て支援シート」の活用により教職員一人一人の取組を支援するとともに、意思決定過程など女性教職員の活躍が期待される場への参画を促すこと。

10 研修の受講促進

教職員の資質向上に研修は不可欠であるとの認識のもと、教員・管理職資質向上指標を確認し、教職員研修計画に基づき、教職員自らの職責やキャリアステージに応じた知識・技能の習得、様々な課題への対応能力の向上を促す自主的・主体的な研修を推進するように支援すること。

なお、長期休業期間中における研修の取扱いについては、県民から批判を受けることがないように指導徹底すること。

11 経理事務の適正処理

物品調達や予算執行については、関係諸規程はもとより、「適正な経理事務の執行について(通知)」や「物品調達事務の取扱指針」に基づき、適正な処理を徹底すること。

また、保護者等から直接徴収する学年費や積立金等の学校徴収金については、「学校徴収金取扱要綱」に基づき、適正処理と不祥事の未然防止を徹底すること。

特に、生徒から個別に徴収する部費等については、会計を担当する教職員から徴収金額や用途などを文書で事前に保護者に連絡する、出納帳の作成、領収書の保管、通帳との照合、複数の教職員によるチェック、決算報告など現金の紛失事故等が発生しないよう管理体制を整備すること。

12 省エネ及び経費節減

環境率先行動計画に基づき、省エネ・節電対策に取り組むとともに、最終2カ年行革プランを踏まえ、平素から事務的経費の節約など予算執行の効率化に取り組むこと。

〔関係通知等及び資料〕

- ・第2期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画及び同実施計画）（平成26年3月）
- ・平成30年度指導の重点（平成30年3月）

1 県民の信頼確保

- ・子どもが心を開く教師の『まなざし』（平成12年12月）
- ・教育に携わるあなたのために（平成10年3月）

（通知）

- ・教職員への服務規律研修の実施について（平成30年4月6日教教第1019号）
- ・教職員による非違行為の防止について（平成29年6月23日教教第1639号）
- ・学校来訪者への対応及び学校管理について（平成17年9月27日教総第1607号）

2 児童生徒の人権尊重

(1) いじめの防止

- ・兵庫県いじめ防止基本方針（平成29年3月）
- ・いじめ対応マニュアル（平成29年8月）
- ・ネットいじめ・誹謗中傷の解消に向けて（平成20年3月インターネット社会におけるいじめの問題研究会）
- ・かけがえのないあなただから（平成19年3月）
- ・児童虐待に対する学校対応について（平成17年3月）
- ・人権教育基本方針（平成10年3月）
- ・外国人児童生徒にかかわる教育指針（平成12年8月）

（通知）

- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（平成28年10月3日教特第1347号、教高第1849号）
- ・いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（平成28年3月24日教義第1956号）
- ・いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び生徒の自殺予防について（平成27年8月10日教高第1821号）
- ・いじめ対策・自殺予防対策の推進について（平成24年10月11日教高第1998号）
- ・いじめの問題に対する対応の徹底について（平成24年7月27日教特第1173号・教高第1669号）
- ・人間的なふれあいに基づく生徒指導の推進について（平成3年5月10日教義第224号・教高第152号）

(2) 体罰の禁止

- ・N o ! 体罰（平成25年7月）

（通知）

- ・体罰禁止の徹底について（平成7年8月7日教義第675号・教高第615号）
- ・体罰事案に係る今後の対応について（平成25年5月1日教教第1129号）

(3) 部活動の適正化

- ・いきいき運動部活動（平成25年9月）

（通知）

- ・運動部活動の指導について（平成30年2月14日教体第1645号）
- ・部活動における体罰禁止の徹底について（平成25年1月11日教教第2702号・教体第1802号）

3 児童生徒の命にかかわる事故の未然防止

(1) 安全教育・管理の徹底

- ・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（平成29年3月）

(通知)

- ・運動部活動の指導及び運動部活動中の事故に関する対応について（平成28年2月19日教体第1744号）
- ・登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（平成25年7月3日教体第1311号）
- ・学校に設置している遊具の安全確保について（平成25年3月14日教体第1962号）
- ・学校の通学路の安全確保について（平成24年5月7日教体第1137号）
- ・学校における転落事故等の防止について（平成22年6月22日教体第1353号・教学第1151号）

(2) 児童生徒の自殺予防

(通知)

- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について（平成29年6月12日教義第1355号、教特第1169号、教高第1386号）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（平成29年3月24日教特第1638号、教高第2449号）
- ・自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行について（平成28年5月27日教特第1119号・教高第1291号）
- ・児童生徒及び学生の自殺予防に向けて（平成28年3月1日教義第1882号・教高第2156号）

4 スクール・セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止

- ・セクシュアル・ハラスメントのない学校に（平成24年7月）

(通知)

- ・「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」の改正について（平成29年3月27日教総第1475号、教教第3034号）
- ・セクシャル・ハラスメントの防止等について（平成29年1月12日教総第1394号）

5 個人情報等の安全確保

- ・個人情報保護に関する条例

(通知)

- ・個人情報の適正な管理について（平成24年1月10日教教第2720号-2・教企1248号-2）
- ・OA機器使用に伴う個人情報の取り扱いについて（平成14年12月9日教企第259号）

6 交通事故防止、飲酒運転の根絶など交通法規の遵守

(1) 交通事故防止

(通知)

- ・教職員の交通事故の報告について（昭和46年4月5日教教第180号・昭和46年11月5日教教第572号）

(2) 飲酒運転の撲滅

(通知)

- ・飲酒運転の処分取扱基準について（平成18年12月14日教総第1520号・教教第2714号）

7 教職員の勤務時間の適正化

- ・教職員の勤務時間適正化推進プラン（平成29年4月）
- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集（G P H50）（平成29年4月）
- ・ワーク・ライフ・バランス実現に向けて～教職員のための休暇制度～（平成29年4月）
- ・教職員の勤務時間適正化新対策プラン（平成25年2月）
- ・学校業務改善実践事例集（平成22年3月）

（通知等）

- ・教職員の勤務時間の適正な管理の徹底について（平成30年3月22日事務連絡）
- ・教職員の勤務時間の適正化について（平成28年2月22日教教第2790号－2・教義第1831号－2・教体第1756号－2・教特第1634号－2）
- ・教職員の勤務時間の適正化に向けた「ノー部活デー」の取組について（平成25年3月27日教高第2743号・教義第1892号・教特第1551号・教体第1985号）
- ・年次休暇の取得促進について（平成17年4月25日教教第1143号）

8 働きがいのある明るい職場づくり

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針（平成29年3月）
- ・セクシュアル・ハラスメントのない学校に（平成24年7月）
- ・パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針（平成29年3月）
- ・管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック（平成21年8月教職員の元気な心づくり対策委員会）
- ・教職員メンタルヘルス通信（教職員メンタルヘルス相談センター）

（通知）

- ・妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止について（平成29年3月27日教総第1456号・教教第3033号）
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止等について（平成29年1月12日教総第1394号）
- ・パワー・ハラスメントの防止に向けた取組について（平成21年4月10日教総第1023号・教教第1036号）

9 女性の活躍促進及び次世代育成支援の促進

- ・～男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン～
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画（平成28年3月）
- ・男性のための子育て支援制度等（平成29年4月）

10 研修の受講促進

（通知）

- ・教員等の資質向上に関する指標及び教職員研修計画について（平成29年10月23日教教第2302号）

11 経理事務の適正処理

（通知）

- ・学校徴収金事務取扱要綱の改正について（平成28年3月18日教財第1589号）
- ・県費で負担すべき経費をP T A等に転嫁することの禁止等について（平成27年5月7日教財第1068号）
- ・経理事務の適正化について（平成17年11月25日教財第1352号）
- ・公務員倫理の確立及び経理事務の適正化について（平成17年9月27日教総第1339号・教財第1276号）

12 その他

- ・政治や選挙等に関する指導事例集「参画と協働が拓く 兵庫の未来」（平成28年3月）
- ・学校危機管理ガイドライン（平成14年3月）

(通知)

- ・高等学校の生徒による政治的活動等に対する指導について（平成28年3月17日教特第1679号・教高第2884号）
- ・生徒による問題行動等の県立学校から警察への相談・通報制度について（平成28年1月21日教特第1546号・教高第2432号）
- ・大学入学者選抜に係る進路指導事務の事故防止について（平成19年11月6日教総第1455号・教高第2216号）
- ・学習塾の教師等に公立学校教職員が従事しないことについて（昭和52年3月22日教教第812号）